

上場会社監査事務所登録細則

制 定 平成19年3月1日

最終変更 2020年6月5日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、会則第101条の規定に基づき、上場会社監査事務所部会の登録及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(文書の通知等)

第2条 本会が会則第2編第3章第2節の規定に関し行う通知又は報告は、書面をもって行うものとする。

第2章 名簿

(名簿の記載事項)

第3条 上場会社監査事務所名簿（会則第84条第2項第3号の上場会社監査事務所名簿をいう。以下同じ。）に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事務所名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 会則第93条又は第94条第4項の規定に基づく開示に関する事項
- (5) 通常レビュー（会則第77条第2項第1号の通常レビューをいう。以下同じ。）の実施時期
- (6) 組織再編等、品質管理レビュー（会則第77条第2項の品質管理レビューをいう。以下同じ。）に関する情報その他品質管理委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めた事項

2 準登録事務所名簿（会則第84条第2項第3号の準登録事務所名簿をいう。以下同じ。）に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 前項各号に掲げる事項
- (2) 当該準登録事務所名簿に登録された公認会計士又は監査法人の社員が行った監査の実績に関し、次のアからエまでに掲げる事項（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）により開示されている被監査会社の有価証券報告書（当該被監査会社が当該有価証券報告書提出時に上場されていた場合のものに限る。）に含まれる直近5年間の監査報告書に基づくものに限る。）
 - ア 監査報告書に署名した公認会計士の氏名
 - イ 被監査会社の名称
 - ウ 監査報告書の日付
 - エ ウの監査報告書の日付において当該公認会計士が所属していた監査事務所（会則第77条第1項の監査事務所をいう。以下同じ。）の名称

(3) 準登録事務所（会則第87条第1項の準登録事務所をいう。以下同じ。）が第10条の規定に該当する場合にあっては、その旨

(4) 会則第88条第3項又は第89条第3項の規定により準登録事務所名簿に登録された場合にあっては、その旨

3 抹消リスト（会則第84条第2項第3号の抹消リストをいう。以下同じ。）に記載する事項

は、次のとおりとする。

- (1) 第1項第1号から第3号までに掲げる事項
 - (2) 会則第87条第4項、第92条第3項、第93条（本登録事務所（会則第91条の本登録事務所をいう。以下同じ。）である場合に限る。）、第94条第4項又は第99条第1項の規定により開示を要する事項
 - (3) 事由の発生日
 - (4) 開示期間
 - (5) その他委員会が必要と認めた事項
- 4 名簿再登録制限者管理簿（会則第84条第2項第4号の名簿再登録制限者管理簿をいう。以下同じ。）に記載する事項は、次のとおりとする。
- (1) 名簿再登録制限者（会則第95条第1項の名簿再登録制限者をいう。以下同じ。）である公認会計士の氏名又は監査事務所の名称
 - (2) 名簿再登録制限者の登録番号
 - (3) 名簿再登録制限者が公認会計士の場合において所属する監査事務所がある場合には当該監査事務所の名称
 - (4) 名簿再登録制限者の指定日
 - (5) 名簿再登録制限者の指定の原因となった監査業務の概要

第3章 登録

（登録の申請）

第4条 会則第87条第1項の規定による登録の申請は、次の各号に掲げる日から起算して30日以内にしなければならない。

- (1) 上場会社（会則第84条第1項の上場会社をいう。以下同じ。）と新たに監査契約（会則第77条第4項の監査契約をいう。以下同じ。）を締結した準登録事務所にあつては、監査契約を締結した日（会社法（平成17年法律第86号）第328条第1項に規定する会計監査人若しくは同法第346条第4項に規定する一時会計監査人又は金融商品取引法第193条の2第1項に規定する監査証明を行う公認会計士若しくは監査法人として就任した日とする。）
 - (2) 監査契約を締結している会社が新たに上場会社となった準登録事務所（会則第89条第3項に規定する品質管理レビュー実施済監査事務所に限る。）にあつては、当該上場会社が上場した日
- 2 会則第88条第1項の規定による登録の申請は、上場会社と監査契約を締結することによって新たに上場会社監査事務所（会則第84条第1項の上場会社監査事務所をいう。以下同じ。）となる予定の監査事務所にあつては、当該監査契約を締結する見込みがついた日（会社法第328条第1項に規定する会計監査人若しくは同法第346条第4項に規定する一時会計監査人又は金融商品取引法第193条の2第1項に規定する監査証明を行う公認会計士若しくは監査法人として就任の依頼があつた日とする。）以降遅滞なく申請するものとする。この場合において、当該監査契約の締結は、申請に基づく登録が完了した後に行うものとする。
- 3 会則第87条第1項、第88条第1項又は第89条第1項の規定による登録の申請に当たっては、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。
- (1) 申請する直前の事業年度において、監査事務所に所属する会員（監査法人においては社員全員。ただし、会則第5条第2項第5号の特定社員を除く。）が、継続的専門研修制度における法定監査業務に従事する会員に係る必須単位数を取得していること。
 - (2) 登録申請する監査事務所及び当該監査事務所の上場会社の監査業務の業務執行責任者、上場会社の監査業務に係る審査を行う者その他上場会社の監査業務の重要な決定及び判断を行う者が、名簿再登録制限者として指定され、名簿再登録制限者管理簿に記載されていないこと。
- 4 委員会は、前項各号に規定する要件のいずれかを満たしていない場合は、登録申請書を受理しないものとする。
- （上場会社と同等と認められる会社）

第5条 会則第89条第1項の上場会社と同等と認められるものとして細則で定める会社は、次の各号のいずれかに該当し、委員会が適当と認めた者（以下「上場会社と同等と認められる会社」という。）とする。

(1) 品質管理委員会運営細則（以下「品管細則」という。）第3条第1項第1号から第5号までに掲げる者（同項第2号に掲げる者のうち、金融商品取引所に上場している者を除く。）

(2) 会社法第2条第11号に規定する会計監査人設置会社で、売上高が10億円以上の者（登録の申請書類）

第6条 会則第90条第2項の細則で定める書類は、次の書類とする。

(1) 登録事務所概要書

(2) 品質管理システム概要書

(3) 登録申請時の監査契約会社リスト

(4) 共同の具体的方法（共同監査の場合に限る。）

(5) 公認会計士法（昭和23年法律第103号。以下「法」という。）第28条の4第1項（法第16条の2第6項において準用する場合を含む。）又は法第34条の16の3第1項の規定により説明書類を公衆の縦覧に供しなければならない監査事務所にあつては、当該説明書類（以下「説明書類」という。）

(6) 会則第89条第1項の規定により登録の申請をする監査事務所にあつては、次に掲げる書類

ア 会社法第396条第1項に規定する会計監査人の会計監査報告

イ 会社法第435条第2項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書

ウ 会社法第444条第1項に規定する連結計算書類を作成している会社にあつては、当該連結計算書類

2 前項各号の書類は、原則として、本会の定める電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により作成し提出するものとする。

3 委員会は、会則第90条第3項の規定に基づき、誓約書（会則第90条第2項の誓約書をいう。以下同じ。）並びに登録事務所概要書の記載事項のうち次の各号に定める事項、品質管理システム概要書及び説明書類を開示するものとする。

(1) 次条第1号に規定する記載事項のうち、名称及び組織形態

(2) 次条第2号に規定する記載事項。ただし、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス及びウェブサイトのURLについては、希望により非公開とすることができる。

(3) 次条第3号に規定する記載事項のうち、氏名及び役職

(4) 次条第5号から第8号まで及び第10号に規定する記載事項

(5) 次条第9号に規定する記載事項のうち、上場会社の会社数

4 第2項の規定にかかわらず、説明書類について、法定監査関係書類等提出細則第9条に規定する方法により同細則第8条の規定による提出があつた場合は、委員会に説明書類の提出があつたものとみなす。

（登録事務所概要書）

第7条 前条第1項第1号の登録事務所概要書の記載事項は、次の事項とする。

(1) 監査事務所の名称等（名称、組織形態、外国語の名称並びに外国の規制機関に登録している場合の国名等及び規制機関の名称）

(2) 監査事務所の所在地等（郵便番号、監査事務所所在地、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス及びウェブサイトのURL）

(3) 監査事務所の代表者（理事長など監査事務所における最高経営責任者の氏名、登録番号及び役職）

(4) 品質管理責任者（品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任者の氏名、登録番号及び役職並びに連絡窓口担当者の氏名）

(5) 監査事務所の沿革（設立年月日及び監査事務所の合併等の組織再編がある場合においては、その沿革）

- (6) 所属公認会計士の数等（公認会計士である社員等，特定社員，所属公認会計士その他の監査実施者の数並びに公認会計士共同事務所（以下「共同事務所」という。）については全構成員の登録番号及び氏名）
 - (7) 従たる事務所の数
 - (8) 会計年度（監査法人の場合）
 - (9) 監査対象の上場会社等の状況（上場会社の会社数及び会社名等並びに会則第89条第1項の登録の申請をした監査事務所及び同条第3項の品質管理レビュー実施済監査事務所として準登録事務所名簿に登録された監査事務所においては上場会社と同等と認められる会社の会社数及び会社名等）
 - (10) 監査法人の社員等（監査法人の社員又は公認会計士事務所の代表者の登録番号及び氏名。ただし，当該監査事務所が本登録事務所である場合は，記載を要しない。）
- （品質管理システム概要書）

第8条 第6条第1項第2号の品質管理システム概要書の記載事項は，次の事項とする。

- (1) 品質管理に関する責任の方針及び手続
 - (2) 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続
 - (3) 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続
 - (4) 専門要員の採用，教育・訓練，評価及び選任の方針及び手続
 - (5) 業務の実施
 - (6) 品質管理のシステムの監視
 - (7) 監査事務所間の引継の方針及び手続
 - (8) 共同監査の方針及び手続
 - (9) 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続
- （監査契約会社リスト）

第9条 第6条第1項第3号の監査契約会社リストの記載事項は，次の事項とする。

- (1) 登録申請時の監査契約締結済会社数及び監査契約締結予定会社数
 - (2) 前号に規定する会社の名称等
- （登録審査中である旨の開示）

第10条 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は，会則第87条第1項に規定する登録の申請をした上場会社監査事務所を上場会社監査事務所名簿に登録するまで（登録しない場合にあつては抹消リストに記載するまで）の間，上場会社監査事務所名簿への登録審査中である旨を準登録事務所名簿において開示するものとする。

（準登録事務所名簿への登録審査の方法）

第11条 会則第88条第2項の審査は，品管細則第25条に規定するレビューチームによる当該監査事務所の品質管理の体制を確認するための調査（以下「調査」という。）を踏まえた品管細則第19条第2項に規定する品質管理審査部会の審査結果を基に登録の可否を決定するものとする。

（登録の判断）

第12条 委員会は，会則第87条第2項又は第89条第2項の審査に当たり，次の各号のいずれかに該当する場合には，登録の申請があつた監査事務所の登録を認めないものとする。

- (1) 正当な理由なく品質管理レビューを拒否し，又は品質管理レビューの実施に協力しなかった場合
- (2) 品質管理レビューを実施した結果，極めて重要な不備事項又は重要な不備事項が認められ，会則第78条第2号又は第3号の措置が決定された場合

2 委員会は，会則第88条第2項の審査に当たり，次の各号のいずれかに該当する場合には，申請があつた監査事務所の登録を認めない。

- (1) 正当な理由なく審査に当たっての確認のための調査を拒否し，又は調査の実施に協力しなかった場合
- (2) 調査を実施した結果，監査事務所の品質管理体制の整備状況等に重大な懸念があると認められる場合

(準登録事務所名簿への登録の申請期限)

第13条 新たに準登録事務所となるための申請を行った監査事務所は、登録申請時に提出した監査契約会社リストに記載されている上場会社と監査契約を締結したときは、契約日から10日以内にその旨及び契約日を委員会に届け出なければならない。

(登録の抹消等)

第14条 本登録事務所又は会則第87条第1項に規定する登録申請を行い同条第2項の登録の可否の決定を受けていない監査事務所は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事実が生じた日から30日以内にその旨を委員会に届け出なければならない。

- (1) 上場会社との監査契約を全て解除した場合
- (2) 次の事由により上場会社との監査契約が一切なくなった場合
 - ア 監査契約を締結している上場会社の上場廃止
 - イ 監査契約を締結している上場会社の合併等による消滅
- (3) 監査事務所の組織再編により監査事務所が消滅した場合

2 会則第88条第1項の上場会社との監査契約を予定している監査事務所は、上場会社との監査契約を締結する予定がなくなった場合は、遅滞なくその旨を委員会に届け出なければならない。

3 会則第89条第1項の規定により登録を申請した監査事務所及び同条第3項の品質管理レビュー実施済監査事務所は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事実が生じた日から30日以内にその旨を委員会に届け出なければならない。

- (1) 上場会社と同等と認められる会社との監査契約を全て解除した場合
- (2) 次の事由により上場会社と同等と認められる会社との監査契約が一切なくなった場合
 - ア 監査契約を締結している会社が上場会社と同等と認められる会社に該当しないこととなったこと。
 - イ 監査契約を締結している上場会社と同等と認められる会社等の合併等による消滅
- (3) 監査事務所の組織再編により監査事務所が消滅した場合

4 委員長は、前3項の規定による届出があり、当該届出に係る事実を確認したときは、遅滞なく上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿の登録を抹消するものとする。

5 会則第88条第1項の上場会社との監査契約を予定している監査事務所から、契約予定日から10日以内に上場会社監査事務所名簿への登録の申請がない場合又は第2項の規定による届出がない場合において、契約締結の事実が確認できないときは、委員長は当該監査事務所を準登録事務所名簿から抹消するものとする。

6 会則第89条第3項の品質管理レビュー実施済監査事務所は、上場会社との監査契約を全て解除したとき又は契約を締結する予定がなくなったときは、準登録事務所名簿の登録の抹消を申し出ることができる。この場合において、委員長は、遅滞なく準登録事務所名簿の登録を抹消するものとする。

7 委員会は、第1項若しくは第3項の規定による届出又は前項前段の規定による申出を受けた場合であっても、既に監査報告書が発行されているときには、これらの届出又は申出にかかわらず、会則第87条第2項、第89条第2項若しくは第92条第1項の規定による決定又は第95条第1項の規定による指定までの手続をとるものとする。この場合において、委員長は、その旨を当該監査事務所（当該監査事務所が解散している場合にあつては当該監査事務所の代表者等であった会員）に通知するものとする。

8 委員長は、前項前段の場合において、会則第87条第2項の規定による登録を認めない決定又は本登録事務所に対する会則第92条第1項に規定する上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録の取消しの決定があったときは、会則第87条第4項又は第92条第3項及び第100条に規定するところに準じて、抹消リストに記載して開示を行うものとする。

9 委員長は、第7項前段の場合において、会則第95条第1項の規定による名簿再登録制限者の指定の決定をしたときは、同条第2項及び第100条に規定するところに準じて、名簿再登録制限者管理簿に記載するものとする。

10 会則第89条第1項の規定による登録の申請をした監査事務所は、委員会が品質管理レビューの実施を監査事務所に通知した日以後はその申請を取り下げることができない。

11 委員会は、第4項から第6項までの規定により上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿から登録を抹消したときは、当該監査事務所に対し、その旨を通知する。

(再申請の場合の取扱い)

第15条 委員長は、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿の登録が抹消された後、再び会則第88条第1項の規定による登録の申請がなされた場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該監査事務所について第3項に規定する事項を準登録事務所名簿に記載して開示を行うものとする。ただし、当該監査事務所が、抹消リストに記載されている場合は、この限りでない。

(1) 準登録事務所名簿からの抹消が、前条第4項又は第6項の規定によるものであるとき。

(2) 前条第11項又は会則第100条第4項の規定による通知の日から1年以内に会則第88条第1項の規定による登録の申請がなされたとき。

2 委員長は、次の各号の監査事務所が当該各号に掲げる日から1年以内に会則第87条第1項又は第88条第1項の規定による登録の申請をした場合には、当該監査事務所について次項に規定する事項を準登録事務所名簿に記載して開示を行うものとする。

(1) 会則第89条第2項の規定により登録を認めないこととされた監査事務所 当該決定に係る会則第100条第4項の規定による通知の日

(2) 前条第3項の規定により届出をした監査事務所(会則第88条第1項又は第89条第1項の規定により登録を申請した監査事務所に限る。) 当該届出のあった日

3 前2項の規定により準登録事務所名簿に記載して開示を行う事項は、次のとおりとする。

(1) 前回の品質管理レビューに関し会則第92条第1項の規定による登録の取消し又は第93条に規定する概要の開示がなされた場合においては、当該取扱いがなされた旨及び概要

(2) 前回の準登録事務所名簿への登録の審査に係る会則第89条第2項の規定による決定が登録を認めないものであった場合においては、当該決定であった旨及び概要

4 第1項又は第2項の開示については、第1項第2号の通知の日又は第2項各号に掲げる日から1年を経過する日まで行うものとする。

第4章 名簿等の開示

(名簿等の開示)

第16条 上場会社監査事務所名簿、準登録事務所名簿及び抹消リスト並びに誓約書、登録事務所概要書、品質管理システム概要書及び説明書類は、本会ウェブサイト上で開示する。

(自己責任の原則)

第17条 誓約書、登録事務所概要書、品質管理システム概要書及び説明書類は、登録事務所が自己の責任に基づき、作成し、提出したものであり、委員会が当該開示内容に保証を与えるものではない。

2 委員会は、前項に規定する書類を本会ウェブサイトに掲載するに当たり、当該書類が、登録事務所の責任に基づき作成されたものであり、委員会が当該開示内容に保証を与えるものではない旨を記載するものとする。

第5章 報告

(定期報告)

第18条 登録事務所(会則第91条の登録事務所をいう。以下同じ。)は、毎年3月31日における登録事務所概要書を作成し、説明書類とともに同年6月末日までに委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、登録事務所である監査法人において前項と異なる会計年度を定めている場合は、毎会計年度末日における登録事務所概要書を作成し、説明書類とともに同会計年度終了後3か月以内に委員会に提出しなければならない。

3 登録事務所は、前2項の規定により定期報告として登録事務所概要書を作成することとされている日から登録事務所概要書を提出しなければならない日までの間に、登録事務所概要書の

- 記載事項の内容に変更が生じ、かつ、当該変更が生じた日までに定期報告を行っていない場合には、当該変更に係る変更報告を行うことで定期報告を兼ねるものとするができる。
- 4 前項の規定により定期報告を兼ねるものとして変更報告を行おうとする登録事務所は、第1項若しくは第2項に定める日又は次条に定める日のいずれか早い日までに変更報告を行わなければならない。
 - 5 第6条第4項の規定は、第1項又は第2項の規定による説明書類の提出について準用する。
(変更報告)
- 第19条 登録事務所は、登録事務所概要書の記載事項のうち、次に掲げる事項に変更が生じたときは、変更が生じた日から30日以内に、当該各号に定める書面により変更事項を委員会に届け出なければならない。
- (1) 第7条第1号から第10号までの記載事項の変更である場合は、当該変更反映後の登録事務所概要書
 - (2) 前号の変更が監査事務所の名称及び代表者に係るものである場合は、前号に定める書面に加え、当該変更反映後の誓約書及び品質管理システム概要書
 - (3) 第1号の変更が監査事務所の所在地及び代表者の役職に係るものである場合は、第1号に定める書面に加え、当該変更反映後の誓約書
- 2 前項の規定にかかわらず、第7条第6号に規定する所属公認会計士の数等についてのみ変更が生じた場合（共同事務所についての構成員に係る変更の場合を除く。）は、前条の定期報告をもって、これに代えることができる。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、第7条第9号に規定する監査対象の上場会社等の状況についての変更は、3か月の期間毎にまとめて届出を行うことができる。この場合において、4月1日（会計年度を定めている登録事務所にあつては、当該会計年度の開始日）を起点とした各期間の翌月末日までに、第1項第1号に規定する書類を提出するものとする。
 - 4 登録事務所は、品質管理システム概要書の記載事項に変更が生じたときは、変更が生じた日から30日以内に、品質管理システム概要書変更事項届出書及び当該変更反映後の品質管理システム概要書により変更事項を委員会に届け出なければならない。
 - 5 会則第87条第1項、会則第88条第1項及び会則第89条第1項の登録を申請した監査事務所が会則第100条第3項の規定による登録を認める旨の通知を受けた場合において、登録事務所概要書及び品質管理システム概要書の記載事項に変更が生じているときは、速やかに変更事項を委員会に届け出なければならない。この場合において、前各項の規定を準用するものとする。
 - 6 委員会は、変更報告を受理したときは、速やかに、変更後の登録事務所概要書又は品質管理システム概要書を第6条第3項の規定により開示するものとする。

第6章 登録の取消し等

(登録の取消しの判断基準)

- 第20条 会則第92条第2項の判断の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
- (1) 登録事務所が、正当な理由なく品質管理レビューを拒否し、又は品質管理レビューの実施に協力しなかった場合 会則第92条第1項の登録の取消し
 - (2) 品質管理レビューにおいて極めて重要な不備事項が認められ、レビュー報告書にその旨が記載されている場合 会則第92条第1項の登録の取消し
 - (3) 品質管理レビューにおいて重要な不備事項が認められ、レビュー報告書にその旨が記載されている場合 その影響及び頻度を踏まえ、必要に応じて、会則第92条第1項の登録の取消しの要否を検討
 - (4) 改善勧告書に、不備事項が記載され、かつ、当該不備事項について改善措置が講じられていない場合 その影響及び頻度を踏まえ、必要に応じて、会則第92条第1項の登録の取消しの要否を検討
 - (5) その他会則第91条の登録事務所の義務について本会が定める規程を遵守しなかった場合 その影響及び頻度を踏まえ、必要に応じて、会則第92条第1項の登録の取消しの要否を検討

(登録の取消しの判断基準に係る特則)

第21条 委員会は、前回の品質管理レビュー以前の指摘事項が、当該レビュー実施年度の指摘事項でも改めて不備事項とされたときは、品管細則第10条第4項の規定に準じて、前条第3号の判断をすることができる。

(懲戒処分等を受けた場合の取扱い)

第22条 会則第94条の上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録の取消し又は事実の記載は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるとおり取り扱うものとする。

(1) 金融庁長官の行う監査法人に対する業務の全部の停止処分若しくは解散命令又は公認会計士に対する登録抹消若しくは業務停止の懲戒処分を受けた場合 上場会社監査事務所にあつては上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録の取消し並びにその旨及びその理由の開示、準登録事務所にあつては準登録事務所名簿への登録の取消し

(2) 上場会社の監査業務に起因して、次のいずれかに該当した場合 上場会社監査事務所にあつては上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録の取消し並びにその旨及びその理由の開示、準登録事務所にあつては準登録事務所名簿への登録の取消し

ア 会員権停止6か月以上であり、かつ、行政処分請求が付加されている場合

イ 会員権停止6か月以上であり、かつ、懲戒処分の対象となる行為と実質的に同一の行為につき行政処分が既になされている場合(アに該当する場合を除く。)

ウ 退会勧告の懲戒処分を受けた場合

(3) 前2号以外の懲戒処分等を受けた場合 懲戒処分等を受けた旨の記載及びその旨の開示

2 委員会は、前項各号に定める取扱いを、次の各号に掲げる区分に依り、当該各号に定める期間、取扱いの概要を開示するものとする。この場合において、第3号アからウまでに定める処分と併せて、課徴金納付命令の処分を受けたときは、当該懲戒処分等の開示期間中、その旨も併せて開示するものとする。

(1) 前項第1号による開示 法第29条第3号の登録の抹消、法第34条の21第2項の解散命令若しくは法第34条の29第2項の登録の取消し又は法第29条第2号、法第34条の21第2項若しくは法第34条の29第2項の2年以内の業務停止の処分(第3号アに規定する場合を除く。)を受けた場合 処分の日の翌日から1か月間

(2) 前項第2号による開示 上場会社の監査業務に起因して、同号のいずれかに該当した場合 処分の日の翌日から会員権停止期間終了後1か月間又は処分の日の翌日から退会の日若しくは退会勧告が効力を有しなくなった後1か月間

(3) 前項第3号による開示

ア 法第34条の21第2項又は法第34条の29第2項に定める2年以内の業務の一部停止の処分を受けた場合 処分の日の翌日から当該停止期間終了後1か月間

イ 法第34条の21第2項又は法第34条の29第2項に定める法第34条の13第1項に規定する業務管理体制の改善命令の処分を受けた場合 処分の日の翌日から1か月間

ウ 法第29条第1号、法第34条の21第2項又は法第34条の29第2項に定める戒告の処分を受けた場合 処分の日の翌日から1か月間

エ 法第31条の2第1項又は法第34条の21の2第1項に定める課徴金納付命令の処分を受けた場合(当該課徴金納付命令の処分と併せてアからウまでに規定する処分を受けた場合を除く。) 課徴金納付命令を受けた日の翌日から1か月間

オ 法第34条の2、法第34条の21第1項又は法第34条の29第1項に定める指示を受けた場合 指示を受けた日の翌日から1か月間

カ 公認会計士・監査審査会が、法第41条の2に基づき行政処分その他の措置を内閣総理大臣に勧告した場合 その勧告があった日の翌日から1か月間。ただし、当該期間中に勧告を踏まえた処分又は指示を受けたときは、当該処分又は指示を受けた日までの間とする。

キ ク及びケに規定する処分に付加して会則第67条第2項第5号の行政処分請求の処分を受けた場合 ク及びケに規定する処分を受けた場合の開示期間

ク 会則第67条第2項第2号の会員権停止の処分を受けた場合(第2号に該当する場合を除く。) 処分の日の翌日から当該停止期間終了後1か月間

ケ 会則第67条第2項第1号に定める戒告の処分を受けた場合 処分の日の翌日から1か月

間

- 3 会則第94条第4項の規定による開示は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 第1項第1号又は第2号に該当する場合 上場会社監査事務所にあつては上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿からの抹消及び抹消リストへの取扱いの概要の記載、準登録事務所（上場監査事務所を除く。）にあつては準登録事務所名簿からの抹消
 - (2) 第1項第3号に該当する場合 上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への取扱いの概要の記載
(上場会社監査事務所名簿等抹消リストの開示の取り止め)

第23条 委員長は、会則第87条第4項及び第92条第3項の規定による開示について、抹消リストに記載した時から1年を経過した場合は、開示を取り止めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長は、抹消リストに記載された監査事務所（名簿再登録制限者である監査事務所を除く。）が、会則第88条第1項の規定による登録の申請をし、同条第2項の規定により登録を認められた場合は、遅滞なく前項の開示を取り止めるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委員長は、抹消リストに記載された監査事務所（名簿再登録制限者である監査事務所を除く。）が、会則第89条第1項の規定による登録の申請をし、通常レビューの実施の結果、登録を認められた場合は、遅滞なく前項の開示を取り止めるものとする。
- 4 委員長は、会則第99条第2項の規定による開示については、当該上場会社監査事務所が同条第1項の規定に該当しないこととなった場合は、取り止めるものとする。
- 5 委員長は、前各項の規定により開示を取り止めたときは、その旨を会長に報告するものとする。
- 6 会長は、委員長から前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なくその旨を当該監査事務所に通知するものとする。

(品質管理レビューによる開示の取り止め)

第24条 委員会は、品質管理レビューにより、会則第92条第3項及び会則第93条の規定による開示が行われている登録事務所が改善措置を講じたことを確認した場合は、開示を取り止めることを決定する。

- 2 会則第100条第1項及び第3項の規定は、前項の規定による決定をした場合について準用する。
- 3 委員長は、前項において準用する会則第100条第3項の規定により当該登録事務所に通知をした旨の報告を受けたときは、遅滞なく第1項の開示を取り止めるものとする。

(名簿再登録制限者管理簿の非開示及び記載の有無に関する照会)

第25条 名簿再登録制限者管理簿は開示しない。

- 2 会員は、名簿再登録制限者管理簿への自らの記載の有無に関し、委員会に対し文書により証明を求めることができる。
- 3 委員会は、前項の求めがあつたときは、申請者である会員又は当該会員が指定するものに対し名簿再登録制限者管理簿への記載の有無に関する証明書を交付する。

(名簿再登録制限者の指定等)

第26条 会則第95条第1項の細則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 会則第92条第1項、第22条第1項第1号（上場会社の監査業務に起因して懲戒処分を受けた場合に限る。）又は同項第2号のいずれかの事由に該当して、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録を取り消され、抹消リストに記載された監査事務所
 - (2) 前号の監査事務所が同号の事由に該当する原因となった行為等が行われた時点の代表者
 - (3) 第1号の監査事務所が同号の事由に該当する原因となった監査業務がある場合には当該監査業務の業務執行責任者
 - (4) 上場会社の監査業務に起因して業務停止の懲戒処分を受けた業務執行責任者
 - (5) 上場会社の監査業務に起因して、第22条第1項第2号アからウまでのいずれかに該当した業務執行責任者
- 2 委員会は、既に名簿再登録制限者として指定されているものについて、指定の原因となった事案に関し他の指定事由がある場合には、当該指定事由による重ねての指定を行わない。

3 名簿再登録制限者に指定されたものが次の各号のいずれかに該当したときは、委員会に申請し、指定の解除を受けることができる。

(1) 品管細則第3条に規定する者のうち上場会社以外の監査を行っている場合であって、次のいずれかに該当するとき。

ア 第1項第1号に規定する事由のうち会則第92条第1項の措置を原因として名簿再登録制限者に指定されたものが、自らが関わった、名簿再登録制限者に指定された時以降に開始される事業年度の通常レビュー対象業務及び品質管理委員会が指定する監査業務について品質管理レビューを受け、改善が確認されたとき。

イ 第1項第1号に規定する事由のうち第22条第1項第1号（上場会社の監査業務に起因して懲戒処分を受けた場合に限る。）に該当したことを原因として名簿再登録制限者に指定されたもの又は第1項第4号に規定する者で名簿再登録制限者に指定されたものが、自らが関わった、業務停止期間経過後に開始される事業年度の通常レビュー対象業務及び品質管理委員会が指定する監査業務について品質管理レビューを受け、改善が確認されたとき。

ウ 第1項第1号に規定する事由のうち第22条第1項第2号に該当したことを原因として名簿再登録制限者に指定されたもの又は第1項第5号に規定する者で名簿再登録制限者に指定された者が、自らが関わった、会員権停止の期間経過後又は退会勧告の効力が有しなくなった後に開始される事業年度の通常レビュー対象業務及び品質管理委員会が指定する業務について品質管理レビューを受け、改善が確認されたとき。

(2) 第5条第2号に規定する会社の監査を行っている場合（前号の監査契約がない場合に限る。）であって、前号アからウまでのいずれかに該当するとき。

(3) 前2号に該当する監査契約がなく、今後も該当する監査契約を締結する予定がない場合にあっては、名簿再登録制限者に指定された年度後5年間継続して、継続的専門研修制度における法定監査業務に従事する会員に係る必須単位数を取得したとき。

4 名簿再登録制限者に指定されたものから前項第1号又は第2号に該当したことを理由とする指定解除の申請があったときは、委員会は当該申請者（申請者が監査事務所の場合にあっては監査事務所に所属する会員（監査法人においては社員全員。ただし、会則第5条第2項第5号の特定社員を除く。））が継続的専門研修制度における法定監査業務に従事する会員に係る必須単位数を取得していることを確認する。

5 第3項第3号の場合において、名簿再登録制限者に指定された年度後5年間の間に名簿再登録制限者が同項第1号又は第2号に該当する監査を行った場合には、同項第3号に規定する5年間の継続については、当該監査が行われなくなった年度から起算するものとする。

6 委員会は、名簿再登録制限者の指定の解除について会長から会則第100条第3項の規定による報告を受けたときは、当該監査事務所又は当該会員を名簿再登録制限者管理簿から削除する。

（継続的専門研修制度により指定解除を受けた会員に対する品質管理レビューの取扱い）

第27条 委員会は、前条第3項第3号に該当したことにより指定解除を受けた会員が、指定解除後、最初の通常レビュー対象業務を行った場合には、速やかに品質管理レビューを実施する。

2 前項における品質管理レビューは、通常レビュー対象業務その他委員会が指定する業務を対象とする。

3 委員会は、第1項の品質管理レビューを実施した結果、改善勧告事項があった場合には、次に掲げる対応を検討する。

(1) 品質管理レビュー実施前監査事務所として準登録事務所名簿に登録されたものに対する上場会社監査事務所名簿への登録の審査の場合 会則第87条第2項の規定による登録を認めない決定

(2) 上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所に所属する会員が行った監査業務に対し品質管理レビューを実施した場合 当該監査事務所に対し会則第92条第1項に規定する措置を講ずること。

（名簿再登録制限者等の準登録事務所名簿への再登録申請の特例）

第28条 名簿再登録制限者であり、又はあったものが、名簿再登録制限者の指定解除に係る会則

第100条第4項に規定する通知をした時から1年を経過しない間に会則第89条第1項に規定する申請をしたときは、委員会は、指定解除の審査の際に行われた品質管理レビューの結果等を同条第2項の審査に利用することができる。

(名簿再登録制限者の指定再開に関する手続)

第29条 会則第96条の名簿再登録制限者の指定再開の手続は、会則第100条第1項、第2項及び第4項の規定を準用して行うものとする。

(名簿再登録制限者に関する登録事務所の義務に違反した場合の取扱い)

第30条 会則第98条の細則で定める取扱いは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への会則第97条に規定する義務に違反した旨の記載
- (2) 上場会社監査事務所名簿からの抹消及び抹消リストへの会則第97条に規定する義務に違反した旨の記載又は準登録事務所名簿からの抹消

第7章 組織再編

(組織再編)

第31条 この細則における組織再編とは、次の各号に定める合併又は組織変更をいう。

- (1) 合併 本登録事務所である監査法人（以下「登録監査法人」という。）が、他の監査法人（本登録事務所でない監査法人を含む。）と合併した場合
- (2) 組織変更 本登録事務所である個人事務所（以下「登録個人事務所」という。）が、監査法人に組織変更する場合

(組織再編に伴う登録の申請)

第32条 前条第1号の合併に該当する場合、合併後の監査法人は、登録申請を要しない。ただし、第35条第2項の規定により登録申請を求められた場合は、この限りでない。

2 前条第2号の組織変更該当する場合、組織変更後の監査法人は、登録申請を要する。

(合併後の監査法人の変更報告)

第33条 第31条第1号の合併に該当する場合、合併後の監査法人は、第35条第2項の規定により登録申請を行う場合を除き、第19条第1項及び第4項に基づく変更報告を行わなければならない。

(組織変更に伴う経過措置)

第34条 第31条第2号の組織変更該当する場合、組織変更後の監査法人の社員が、組織変更前に登録個人事務所として監査契約を締結しており、これを引き続き経過的に実施しているとき（実施中の事業年度に係るものに限る。）は、当該期間について組織変更前の登録個人事務所の登録を継続する。

(組織再編等による品質管理レビュー)

第35条 委員会は、第31条第1号の合併に該当する場合又は登録監査法人に社員数等の大幅な変動があった場合は、必要に応じて、合併後の監査法人の監査の品質管理の状況を確認するため、品質管理レビューを実施することができる。

2 委員会は、前項の品質管理レビューを実施した結果、登録監査法人における監査の品質管理の状況が相当に変質している事実があると認めた場合は、相当の期間を定めて登録申請を求めるものとする。

(組織再編等による開示の引継ぎ)

第36条 登録監査法人が、監査法人と合併した場合又は個人事務所の加入を受けた場合に、当該監査法人又は当該個人事務所において、次の各号に掲げる措置等の開示が行われているときは、次の各号に定める期間、当該開示を引き継ぐものとする。

- (1) 会則第87条第4項、第92条第3項、第93条又は第99条第1項に基づく開示がある場合 委員会が品質管理レビューを実施し措置等の原因となった事項が改善されていることを確認するまでの期間
- (2) 第22条第1項第3号に基づく開示がある場合 同条第2項第3号に規定する開示期間が経過する日までの期間

(解散した登録監査法人の社員等の登録申請)

第37条 登録監査法人を脱退した社員，又は解散した登録監査法人の社員であった者が，監査法人又は個人事務所を設立し，上場会社の監査業務を継続する場合は，新たに登録申請を行わなければならない。

(準登録事務所の取扱い)

第38条 第31条から前条までの規定は，会則第89条第3項に規定する品質管理レビュー実施済監査事務所として準登録事務所名簿に登録されている監査事務所の組織再編について準用する。

(公認会計士共同事務所の取扱い)

第39条 共同事務所が上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録を申請する場合，これに係る手続等は，共同事務所の代表者が行うものとする。

- 2 共同事務所に対する会則第92条に規定する措置は，共同事務所を単位として行う。
- 3 委員会は，登録事務所である共同事務所の構成員が金融庁長官の行う懲戒処分等を受けたときは，当該懲戒処分等を受けた構成員について，その氏名及び第22条に規定する取扱いの概要を同条に規定する期間開示するものとする。
- 4 本登録事務所である共同事務所を母体として監査法人が設立された場合であって，従前の共同事務所の構成員が当該監査法人の社員となり，かつ，当該監査法人の品質管理のシステムが従前の共同事務所と同等以上と認められるときは，当該監査法人は，新たに会則第87条第1項の規定による登録の申請を要しない。この場合において，当該監査法人は，第19条の規定により変更報告の届出を行うものとする。
- 5 前項の規定は，会則第89条第3項に規定する品質管理レビュー実施済監査事務所として準登録事務所名簿に登録された共同事務所について準用する。この場合において，前項中「第87条第1項」とあるのは，「第89条第1項」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に定めるものを除くほか，上場会社監査事務所部会における共同事務所の取扱いについては，監査法人に準ずるものとする。

第8章 補則

(相談)

第40条 会員は，上場会社監査事務所部会への登録等について，委員会に相談することができる。

(雑則)

第41条 この細則に定めるもののほか，上場会社監査事務所部会の登録及び運営に関する様式その他必要な事項は，別に定める。

附 則

この細則は，平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月18日改正）

この改正規定は，平成21年3月19日から施行し，平成21年4月1日以後の登録申請，定期報告及び変更報告から適用する。

附 則（平成21年4月15日改正）

- 1 この改正規定は，平成21年7月9日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この改正規定の施行の際現に登録監査事務所等である監査事務所は，この改正規定による改正後の誓約書（様式第2号）を施行日から1か月以内に提出するものとする。
- 3 この改正規定の施行の際現に準登録事務所である事務所は，この改正規定による改正後の誓約書（様式第9号）及び事務所概要書（様式第10号）を施行日から1か月以内に提出するものとする。

附 則（平成23年3月29日改正）

- 1 この改正規定は，平成23年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定の施行の際現に登録監査事務所である共同事務所は，この改正規定による改正

後の第18条第1項の定めるところにより登録を受けた共同事務所とみなす。

- 3 この改正規定の施行の際現に平成22年7月7日改正前の公認会計士等の事務所名称及び公認会計士共同事務所の事務所名称の登録に関する取扱要領第3条第1項に規定する共同事務所の構成員であり、かつ、個人事務所として上場会社監査事務所部会に登録を受けている公認会計士が、この改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後開始する事業年度において引き続き当該共同事務所の構成員として上場会社を監査する場合には、当該共同事務所の代表者は、平成24年3月31日までに会則第128条第1項の規定による登録の申請をしなければならない。

附 則（平成23年5月18日改正）

この改正規定は、上場会社監査事務所登録規則第7条の改正規定の施行の日から施行する。

附 則（平成23年8月3日改正）

- 1 この改正規定は、平成23年8月4日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この改正規定の施行の際現に登録監査事務所等である監査事務所は、この改正規定による改正後の誓約書（様式第2号）を施行日から1か月以内に提出するものとする。
- 3 この改正規定の施行の際現に準登録事務所である事務所は、この改正規定による改正後の誓約書（様式第9号）を施行日から1か月以内に提出するものとする。

附 則（平成24年8月31日改正）

- 1 この改正規定は、平成24年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日において会則第130条第1項に規定する本登録事務所又は会則第128条第3項に規定する本登録審査中の事務所である監査事務所は、この改正規定による改正後の誓約書（様式第2号）を施行日から1か月以内に提出するものとする。

附 則（平成25年7月31日改正）

- 1 この改正規定は、平成25年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日において、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所は、この改正規定による改正後の誓約書（様式第2号）、品質管理システム概要書（様式第4-1号）及び品質管理システム概要書変更事項届出書（様式第4-2号）を施行日後最初に到来する定期報告の提出期日までに提出するものとする。

附 則（平成27年6月17日改正）

- 1 この改正規定は、平成27年6月18日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成27年7月1日前に実施された品質管理レビューの結果に基づいて行われるべき上場会社監査事務所部会に関する手続その他の行為については、なお従前の例による。

附 則（平成27年8月7日改正）

この改正規定は、会則第6章の改正について、金融庁長官の認可があった日（平成27年9月17日）から施行する。

附 則（平成29年6月14日改正）

- 1 この改正規定は、平成29年6月15日から施行する。
- 2 この改正規定による改正後の登録事務所概要書変更事項届出書（監査対象の上場会社の状況関係）（様式第3号別紙3-2）及び監査契約会社リスト変更事項届出書（様式第5号別紙1）は、平成29年7月1日以後提出される変更報告について適用する。

附 則（2020年6月5日改正）

- 1 この改正規定は、2020年6月6日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 2019年の定期総会における変更後の会則附則第7項の規定に基づいて、施行日の前日までに、2019年の定期総会における変更前の会則第128条の2第3項の規定による審査に付された事案であって、同日廃止前の上場会社監査事務所登録規則第7条第2項に基づき、審査に当たっての確認のための面談又は当該監査事務所の品質管理の体制を確認するための往査が終了していないものについては、この改正規定による改正後の上場会社監査事務所登録細則第11条の規定を適用し、登録の可否を決定するものとする。